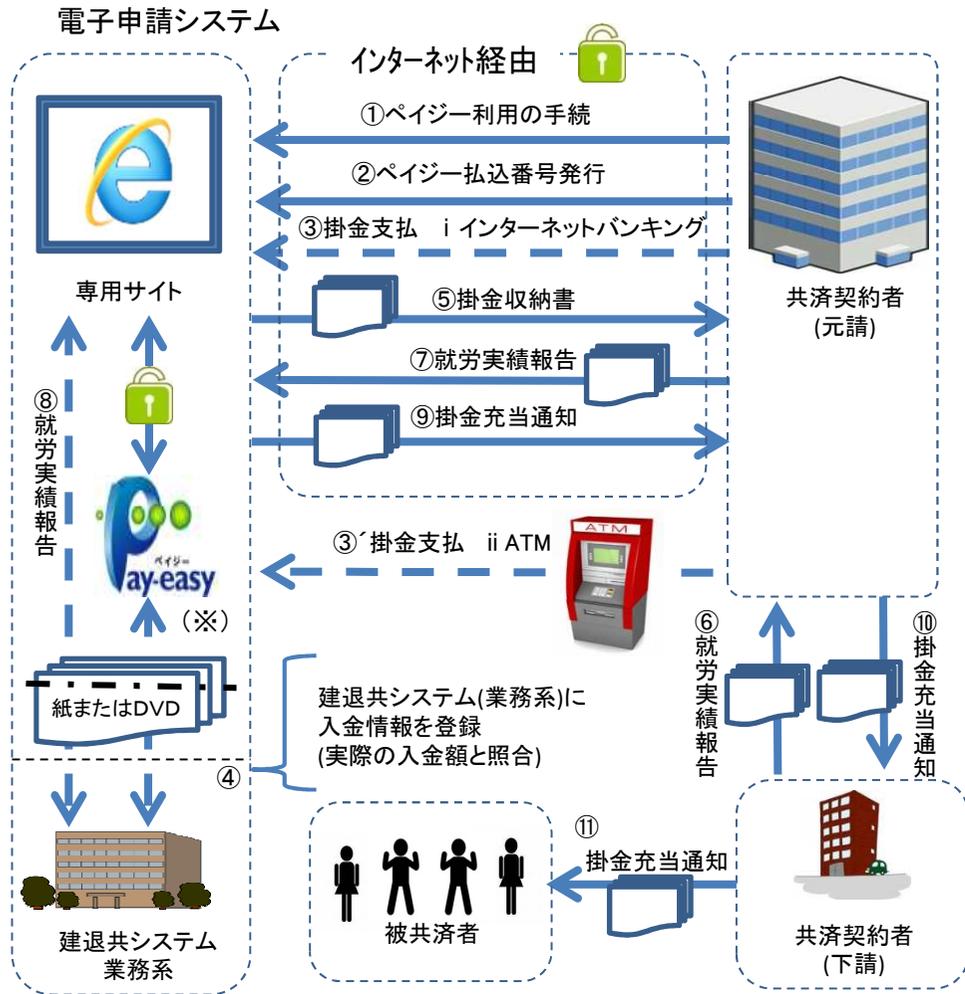


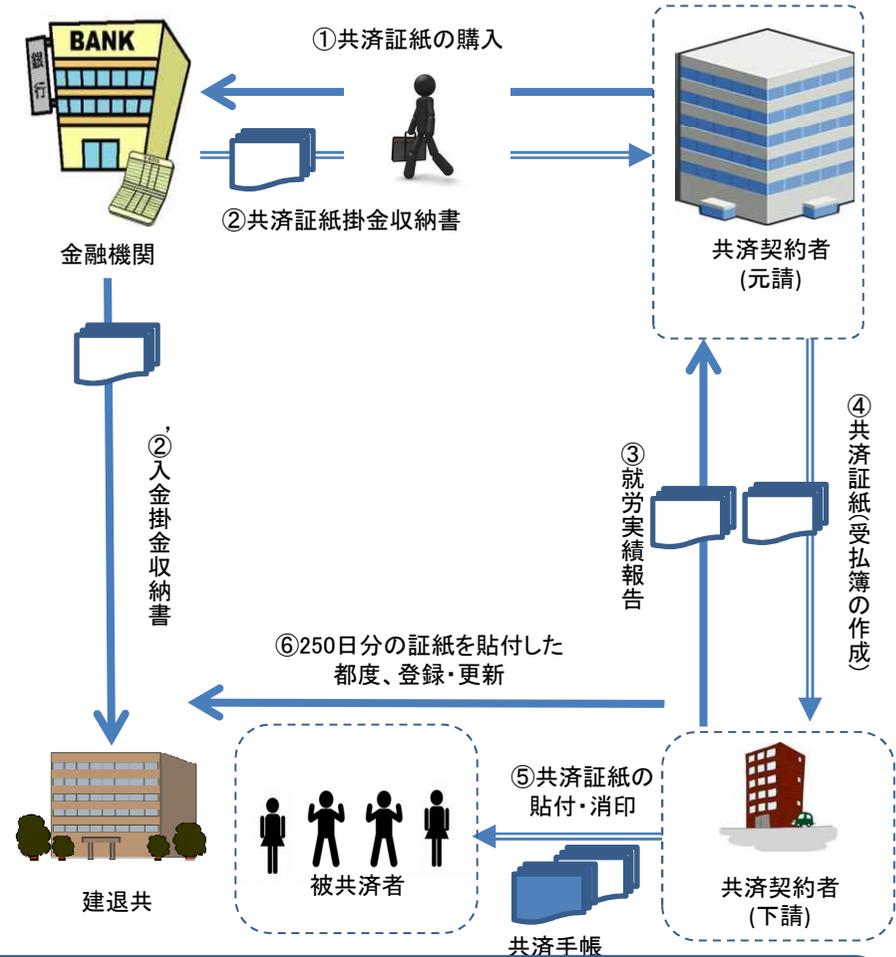
## 建設業退職金共済制度について

# 電子申請方式(ペイジーによる払込)と証紙貼付方式

## 電子申請方式



## 証紙貼付方式



### 【電子申請方式のメリット】

- ① 就労実績報告があれば、直ちに労働者(被共済者)の退職金に反映される
- ② 担当者が金融機関の窓口に行く必要はない
- ③ 証紙の現物交付、貼付、消印事務がなくなる

(注) 口座振替の申込みは、セキュリティ確保のためインターネット経由の申請を採用しない予定

(※) 個人情報を含む業務情報の保護を図るため、①インターネットを用いる電子申請システムと建退共システム(業務系)は接続しない ②電子申請システムと建設キャリアアップシステムとの連携は共済契約者を通じて行う 予定

## (独)勤労者退職金共済機構における検討等の経過について

### 平成28年4月 機構に「建退共制度に関する検討会」を設置

#### <建退共制度に関する検討会>

建退共制度が技能労働者の確保・育成・定着に一層貢献することができるようにするため、機構理事長が設置。関係労使団体、有識者の委員11名で構成。オブザーバーとして厚生労働省、国土交通省等が参加。

### 平成28年11月 検討会が6回の検討を経て報告書取りまとめ

#### ○建退共制度の実務的課題として掛金納付方式の問題を提起

#### <証紙貼付方式の問題>

- ・労働者が手帳を持たないことが多いこと
- ・事務の煩雑さ
- ・機構において証紙の貼付状況を把握する機会が手帳の更新時に限られること
- ・証紙の過不足が生ずること

退職金の充実を  
図る上で障害

#### ○掛金納付方式について今後講ずべき方策として口座振込・振替の導入を提案

- ・就労実績の電子申請と、その実績に基づく口座振込・振替の導入(→「電子申請方式」)
- ・新方式は現行の証紙貼付方式と併存する形で導入
- ・実証実験による実効性の検証、具体的な仕組みとコストの検討を行うことが必要

### 平成29年3月・6月・平成30年3月 機構運営委員会・評議員会

共済契約者で構成される運営委員会・評議員会において、進捗状況、今後の進め方等について報告。

### 平成30年1月～6月 実証実験

### 平成30年2月 厚生労働大臣が(独)勤労者退職金共済機構の第4期中期目標(2018(平成30年)年4月から2023(平成35年)年3月まで)を策定

#### 業務電子化に関する取り組み

建退共制度における掛金納付方法について、事務の煩雑さの軽減等を図るため電子申請方式の実証実験を実施し、導入の可否を検討すること。

#### 【指標】

建退共制度における掛金納付方法に係る電子申請方式の導入の可否について、2018(平成30)年6月までに実証実験を終了し、実証実験参加者その他の関係者の意見を踏まえて検討を行い、2018(平成30)年12月までに検討結果をまとめること。

## 電子申請方式の実証実験について

### 1. 検証する手続き

#### (1) 電子決済による掛金納付

- ・事業者は共済掛金の原資を電子決済(ペイジー)等で払込、若しくは購入済の証紙を機構に預入
- ・機構は入金確認若しくは証紙預り後、事業者に退職金ポイントを付与(共済証紙に代わるもの)

#### (2) 電子システムによる就労実績報告

- ・事業者は機構の電子システムで就労実績を報告
- ・機構は就労実績にもとづき退職金ポイントを掛金として充当

### 2. 概要

- ・期間は平成30年1月から6月までの6ヶ月間。
  - ・機構が選定した複数の工事現場を対象として実施。
  - ・電子システムを立ち上げ、現行制度のもとで電子申請方式の環境を再現。
- ※証紙貼付方式で必要となる事務は建退共が事業者から受託して代行。  
(例) 共済証紙の購入、共済手帳への証紙貼付・消印等

### 3. 実証実験の進捗状況 (6月7日現在)

(1) ペイジー等の利用 ペイジー1社、口座振替1社

(2) 就労実績報告

	下請	被共済者	預かった証紙数	就労報告人数	就労報告日数
合計	60	489	10,680枚	132	1,177

・実証実験参加企業(全19社)

株式会社市原組、岩田地崎建設株式会社、株式会社エス・ケイ・ディ、株式会社大林組、株式会社奥村組、株式会社小野田総合設備、鹿島建設株式会社、株式会社熊谷組、株式会社鴻池組、清水建設株式会社、大成建設株式会社、大和ハウス工業株式会社、中央建設株式会社、戸田建設株式会社、西松建設株式会社、沼田土建株式会社、福島県南土建工業株式会社、株式会社フジタ、前田建設工業株式会社(五十音順)

## 電子申請方式等の想定される日程(案)

2018年(平成30年)

1月～6月 電子申請方式に関する実証実験

3月15日 運営委員会・評議員会

○「今後の建退共制度について(検討項目案)」の提示

5月31日 第1回建退共制度に関する検討会

6月22日 運営委員会・評議員会

財務問題・基本問題検討委員会

○「今後の建退共制度について(検討項目案)」  
についての議論

8月6日 第2回建退共制度に関する検討会

11月12日 第3回建退共制度に関する検討会(とりまとめ)

11月20日 財務問題・基本問題検討委員会

○「今後の建退共制度について」とりまとめ

[電子申請方式に関する実証実験の結果、実施が可能との結果が出た場合]

2018年(平成30年)秋頃～2020年(平成32年)春頃

システム開発の入札手続及びシステム開発(18ヶ月程度必要)

⇒2020年(平成32年)夏頃の実施を目指す

※実施のためには、法改正が必要。

法案審議は国会によるものであり、日程等には不確実な面がある。

(参考)中小企業退職金共済法(抄)

(掛金)

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

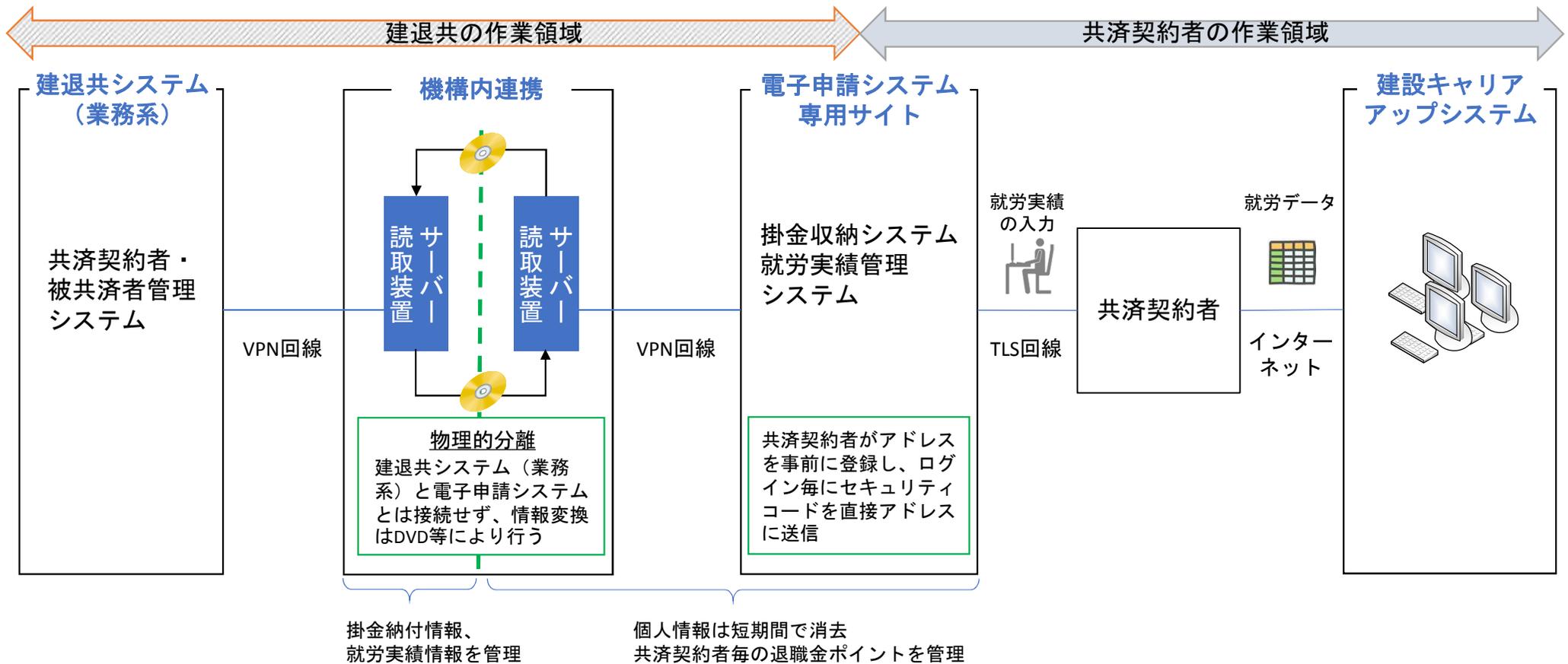
2 略

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによって掛金を納付しなければならない。

## 電子申請方式のシステムの構成（案）

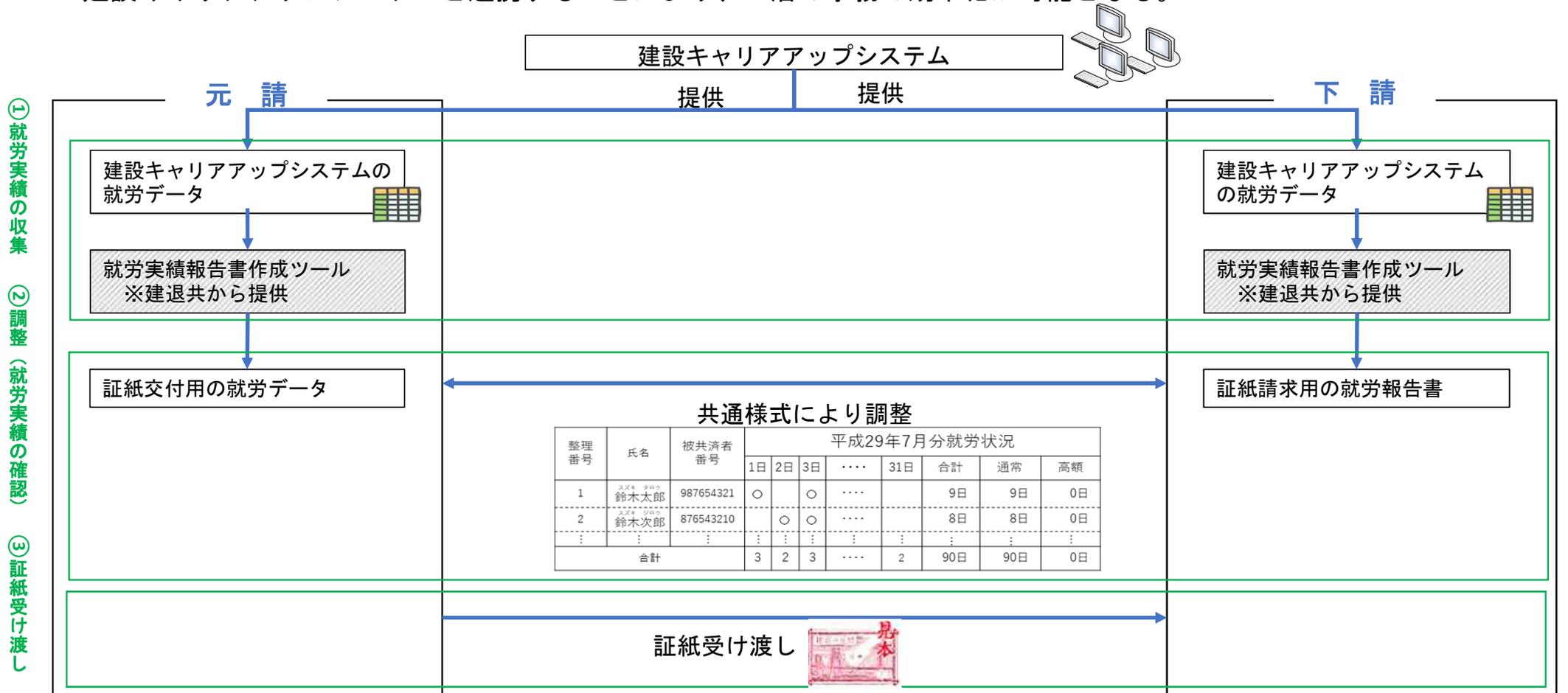
- 個人情報保護の徹底及び情報セキュリティの確保を図るため、建退共システム（業務系）と電子申請システムは物理的に分離する。建退共の電子申請システムと建設キャリアアップシステムとの連携は、共済契約者を通じて行う。
- 物理的分離を行った結果、共済契約者が専用サイト上で被共済者の就労実績情報を確認する際には、タイムラグが生ずる。



※VPN回線：仮想的に構築されたプライベートネットワーク回線、TLS回線：インターネット上でデータを暗号化して送受信するネットワーク回線

## 元請、下請間での証紙請求事務の標準化（案）

- 現状では、建退共証紙を請求するために下請が元請に提出する書類は、元請ごとに異なっている。
- 証紙請求書類を共通化することにより、共済契約者の事務の簡素化を図る。
- 建設キャリアアップシステムと連携することにより、一層の事務の効率化が可能となる。



※就労実績報告書作成ツールは、今秋の提供を目途に、作成中

## 民間工事における建退共制度の普及の推進（案）

### ■ 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議）（抄）

#### （2）社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

- 適正な工期設定に伴い、労務費（社会保険の保険料の本人負担分を含む賃金）は勿論のこと、社会保険の法定福利費（社会保険の保険料の事業主負担分）、安全衛生経費（労働災害防止対策に要する経費）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結するものとする。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による下請契約を締結するものとする。

【参考】本来支払われるべき社会保険の法定福利費や安全衛生経費などを支払わず、受注者又は下請に一方向的に負担させることは、建設業法（第19条の3：不当に低い請負代金の禁止）違反に該当するおそれがある。

#### ○ 建退共制度においては、

- ・ 共済証紙現物交付方式が普及
- ・ 中小企業退職金共済法第47条に元請による事務受託の制度が規定

⇒建退共制度が民間工事においても普及が推進されるように、次の方策を検討

- ① 民間工事において、発注者の理解を得て、地域の実情等に応じつつ、元請が建退共掛金分を見込んだ請負代金を算出
- ② ①の場合には、元請は下請との契約において、建退共掛金の負担割合、負担範囲及び負担方法を明示

## 【参考】建設業の働き方改革の推進について（建退共関係部分）

### ■ 建設業の働き方改革の推進について（平成30年3月22日国土交通省土地・建設産業局長）（抄）

（発出先：各府省庁等、（国土交通省の）各局等、各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長）

○通知の発出先に対し、次の措置を講じるよう要請。

#### 5. 適正な予定価格による工事契約について

##### （1）適正な予定価格の設定

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1号において、発注者は、受注者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場の実態等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、平成30年3月1日に改訂された公共工事設計労務単価を適用するなど、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映するほか、法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に反映すること。

○また、建設業団体等に対し、次の取組等について協力を要請。

#### 3. 公共工事設計労務単価の活用等について

公共工事設計労務単価は、公共工事における予定価格の積算に用いる労務費の単価であり、全国の技能労働者を対象とした賃金実態調査に基づいて、原則として毎年度、各都道府県・51職種ごとに決定しているものです。

国土交通省においては、工事の品質確保及び将来にわたる担い手の確保・育成という観点から、これまでも公共工事設計労務単価の改訂に際し、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官より建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保などを直接要請してきたところです。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なご理解をいただき、貴団体の傘下企業が建設工事を発注する際においても、平成30年3月から適用される公共工事設計労務単価（別添1参照）を積極的に活用していただくようお願いします。

また、上記の労務費（社会保険に係る保険料の本人負担分を含む賃金）のほかにも、社会保険の法定福利費（社会保険に係る保険料の事業主負担分）、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額など、必要な諸経費を適切に見込んだ適正価格での請負契約を締結していただくようお願いします。

#### 5. 建設業退職金共済制度の普及推進について

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、国が創設した退職金制度であり、建設業を営む事業主が、対象となる雇用者の共済手帳に、働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙を貼り、当該雇用者が建設業で働くことをやめたときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構・建設業退職金共済事業本部から退職金が支払われるものです。

公共工事においては、これまで各発注機関に対し、請負契約を締結した場合には、同制度に係る発注者用の「掛金収納書」（別添3参照）を受注者から提出させるよう徹底を図ってきたところですが、公共・民間工事を問わず、工事を請け負う全ての建設業者及び労働者について同制度への更なる加入等を促す観点から、傘下の会員企業に周知していただくようお願いします。